

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処  
調達会計部長 山崎 雅文

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4RGE1M500150		4RHC1AX0007 0001					
品名 または 件名							
宇治（6）電気主任技術者保安管理業務部外委託							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関西処 営繕班				関西処			
搬入場所				納 期 または 工 期			
関西処				令和7年3月31日（月）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処（宇治駐屯地）調達会計部 契約課 契約班

ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/madep/uji/nyusatsu/newpage2.htm>

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年4月9日（火）13時30分 調達会計部入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

（競争参加資格細部）

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 全省庁統一資格において近畿地域の競争参加資格を有すること。  
なお、入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を入札期日までに提出すること。（FAX可）
- 契約担当官等から指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 8 入札及び契約条件

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

- (3) 契約書は落札決定後、標準契約書を官側と交わすものとする。
- (4) 適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正防止に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」とする。

#### 9 入札の無効

- (1) 第2項及び第7項に定める入札資格のない者の入札
- (2) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額、入札者氏名が判明し難い入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 その他

- (1) 郵便入札の場合は、書留等の受け渡しを確認できる処置をして、入札期日前日17時（前日が土日祝日の場合はさらにそれらの前日の17時）までに関西補給処 調達会計部 契約課 第2契約班 担当者必着とする。郵便入札参加者は送付したことを確認できるものを手元に保管しておくこと。  
※注意事項：郵便入札においては、送付する封筒に入札件名「〇月〇日〇時〇分入札 〇〇〇〇の件入札書在中」と明記すると共に、必ず発送の旨を事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- (2) 入札参加希望者は、入札書等を入札期日前日までに、HPより印刷又は調達会計部契約課担当より受領されたい。
- (3) 入札代理人の場合は、権限を委任したことを証明する委任状を提出すること。
- (4) 入札参加予定者は、必ず開札時刻の5分前までに入札室に集合されたい。
- (5) 再度入札を行う場合については、初度入札応札者へ別途連絡する。
- (6) 不明事項については、下記まで問い合わせられたい。

京都府宇治市五ヶ庄官有地

陸上自衛隊関西補給処（宇治駐屯地）

調達会計部契約課契約第2班 担当：吉田 電話：0774-31-8121（代表） 内線 294

f a x : 0774-32-4580（直通）

契約課メールアドレス：fin-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

# 仕 様 書

- 1 件 名：宇治（6）電気主任技術者保安管理業務部外委託
- 2 工 期：契約締結日～令和7年3月31日
- 3 場 所：京都府宇治市五ヶ庄官有地（陸上自衛隊宇治駐屯地）

## 4 概 要

建築保全	受変電設備	外部委託による電気主任技術者保安管理業務の実施 宇治駐屯地
------	-------	----------------------------------

## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「宇治（6）電気主任技術者保安管理業務部外委託」に摘要する。
- (2) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- (3) 本役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (4) 駐屯地（宿舍地区含む）規定により、喫煙は特定の場所で行い、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。  
役務の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (5) 役務時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (6) 自衛隊施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。ただし、監督官が許可する範囲内においては、所要の手続きを行ったのちに使用できるものとする。  
なお、料金は請負業者の負担とする。
- (7) 受注者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- (8) 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
- (9) 受注者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。  
項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (10) 役務は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (11) 役務中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (12) 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。
  - ア 内訳明細書
  - イ 工程表
  - ウ 現場代理人等通知書
  - エ 現場代理人経歴書
  - オ 下請負者通知書
  - カ 工事打合せ簿
  - キ 工事日誌
  - ク 工事写真
  - ケ 設備点検後報告書（月次・年次点検後速やかに提出）
  - コ その他監督官が指示するもの

- (13) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

## 6 特記事項

- (1) 保安管理を実施する施設の設備容量等は下記のとおりとする。

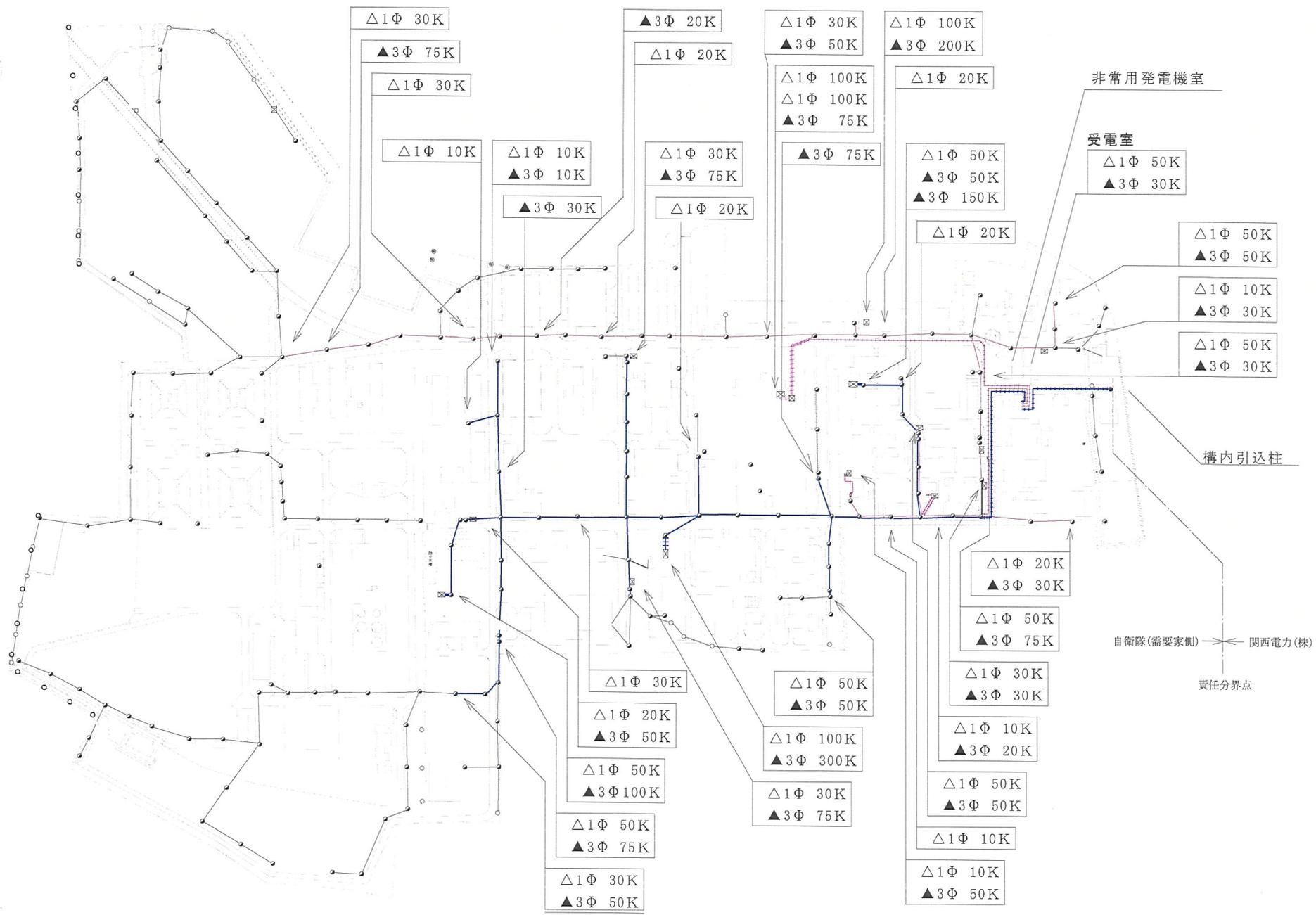
施設名	設備容量等	備 考
宇治駐屯地	契約電力会社：ダイワハウス工業株式会社（予定）	
	契約種別：業務用電力	
	契約電力：710kw	
	受電電圧：6,600V	
	受電設備：3,175KVA（変圧器61台）	
	予備発電機：500KVA（高圧）	
	30KVA（低圧）×1基	
	12KVA（低圧）×1基	

- (2) 点検内容については「建築保全業務共通仕様書」を基準とし、下記の項目について電気主任技術者を駐屯地へ派遣し点検及び電気事故発生時の対応を実施すること。

施設名	設備容量等
宇治駐屯地	月次点検12回（平日）、年次点検1回（休日）
共通	事故停電に伴う応動：令和5年度事故停電なし
	訓練停電に伴う作業：1回
	停電時における高圧気中開閉器・遮断機・断路器等の操作・復電対応

- (3) 役務契約後、請負者は経済産業省が定める外部委託による電気主任技術者選任届に必要な書類を速やかに官側へ提出し、相互に内容を精査の上手続きを実施する。
- (4) その他本役務に関する細部事項については、「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託仕様書」に定めるところによる。

件 名	宇治（6）電気主任技術者保安管理業務部外委託	
種 別	仕様書	図 番
	陸上自衛隊 宇治駐屯地 総務部管理課	1/2



件名	宇治(6) 電気主任技術者保安管理業務部外委託	
種別	仕様書	図番
	随上自衛隊 宇治駐屯地 総務部管理課	2/2

## 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託仕様書

本委託仕様書は、宇治駐屯地関連施設の保安規定に基づき、宇治駐屯地関連施設に設置されている自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり仕様を定めるものとします。

なお、本使用の履行細目は別紙「保安管理業務の細目及び基準（以下「細目・基準書」といいます。）」に基づくものとします。

### （契約対象電気工作物の概要）

第1条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

- (1) 事業場の名称 別表のとおり
- (2) 事業場の所在地 別表のとおり
- (3) 需要設備  
設備容量 別表のとおり 受電電圧 別表のとおり
- (4) 非常用予備発電装置  
発電機定格容量 別表のとおり 発電機定格電圧 別表のとおり
- (5) 配電線路  
宇治駐屯地配電線路 別図のとおり

### （委託業務の内容）

第2条 受注者が実施する保安管理業務は、次項を除き次に掲げるものとしその細目及び具体的な基準は、宇治駐屯地関連施設の保安規定及び細目・基準書に定めるところによるものとします。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない項目又は適合しない恐れがある場合は、取るべき措置について施設管理責任者もしくは代務者に必要な指導又は助言を行うこと。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、事故・故障の状況に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち合いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管省庁への提出書類及び図面について、その作成手続きの指導を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を

行い、必要に応じそのとるべき措置について施設管理責任者および代務者に指導又は助言を行うこと。

(6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について施設管理責任者および代務者に指導又は助言を行うこと。

2. 前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、施設管理責任者および代務者は点検及び測定・試験の全部または一部を、施設管理責任者および代務者の責任及び負担において行うものとします。これに関し、発注者は受注者にその結果の記録を提示するものとし、受注者は必要な指導又は助言ができるものとします。

(1) 取扱いが電気主任技術者以外の特定の資格を要する設備。消防用設備、ボイラーその他機器、昇降機及び昇降路内の設備等

(2) 取扱いが特殊の専用技術を要するオートメーション化された工作機械群等

(3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等

(4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

(5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生場所、酸素欠乏危険場所、放射線管理区域に配置された機器等

(6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

(7) 情報管理、衛生管理、機密管理等の事由で受注者が立ち入りできない場所に設置された機器等

(8) 発電装置の原動機および非常用予備電気の蓄電池並びにそれらの付属装置等

3. 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、施設管理責任者および代務者が確認を行うものとします。

(点検の周期と監視装置)

第3条 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は、宇治駐屯地関連施設の保安規定及び細目・基準書によるものとし、点検の周期は次のとおりとします。

ただし、年次点検には月次点検が含まれます。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 12回   |
| (2) 年次点検 | 1回    |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

(連絡責任者等)

第4条 施設管理責任者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて

その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。

2. 施設管理責任者は、前項の連絡責任者に事故や病気その他やむを得ない理由がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその使命、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
3. 施設管理責任者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとします。
4. 施設管理責任者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
5. 発注者は、需要設備の設備容量が6,000KVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者を充てるものとします。

#### (発電所責任者)

第5条 宇治駐屯地関連施設が発電所を有する場合、施設管理責任者は、日常における発電設備の起動及び停止操作が円滑に行い得る発電所担当者を定めるとともに、その使命、連絡方法等を受注者に通知するものとします。

2. 施設管理責任者は、前項の発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
3. 施設管理責任者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとします。
4. 施設管理責任者は、発電所担当者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。

#### (相互の協力及び義務)

第6条 施設管理責任者および代務者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指導、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。

2. 施設管理責任者および代務者は、受注者が行う点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。
3. 受注者は、業務を誠実に行うものとします。

#### (保安業務担当者の資格等)

第7条 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者を充てるものとします。

2. 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、施設管理責任者および代務者の求めに応じ提示することとします。
3. 保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施するものとし、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることが

できるものとしします。

4. 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとしします。
5. 受注者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者にお知らせするものとし、施設管理責任者および代務者は面接等により本人の確認を行うこととしします。なお、保安業務担当者並びに保安業務従事者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様としします。

(記録の保存)

第8条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、施設管理責任者および代務者が内容を確認し、双方において保安規定に定める期間保存するものとしします。

(所定就業時間以外の手数料)

第9条 受注者は、施設管理責任者および代務者の都合により、第2条第1項第1号に掲げる業務を受注者の所定就業時間以外の時間に行ったとき及び同条同項第1号から第3号以外の業務を実施する場合の手数料は、別に受注者の定める規定によりその都度算定するものとしします。

保安管理業務の細目及び基準

I. 保安管理業務

1. 相互の通知

(1) 受注者は次に掲げる場合は、その具体的内容を直ちに施設管理責任者および代務者に通知するものとします。

- ①電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ②低圧電炉の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）を設置しており、絶縁監視装置が警報を発した場合
- ③電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ④平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
- ⑤電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域等を変更する場合
- ⑥相続等により権利義務の継承があった場合
- ⑦電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」といいます。）以外の者が高圧電気設備に近接して、作業を行おうとする場合
- ⑧電気事業法第107条第3項に基づく立入検査を受ける場合
- ⑨電気工作物の保安に関する書類を所管官庁に提出する場合
- ⑩従事者に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
- ⑪非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、または変更する場合
- ⑫代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
- ⑬電気事業者との契約電力を変更する場合
- ⑭その他電気工作物の保安に関し、必要な場合

(2) 受注者は、次の事項を施設管理責任者および代務者に通知するものとします。

- ①受注者の執務時間内における受注者への連絡方法
- ②受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
- ③その他必要な事項

2. 危険物のある場合等の通知

施設管理責任者および代務者は、爆発性、可燃性及びその他の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合、又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく受注者に通知するものとします。

### 3. 実施日程等

- (1) 受注者は、自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託仕様書（以下「仕様書」といいます。）第2条第1項第1号に定める業務を、原則として平日の受注者の執務時間に実施するものとし、あらかじめ施設管理責任者および代務者に対して実施予定日を通知するものとし、
- (2) 施設管理責任者および代務者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。
- (3) 年次点検等の実施において、電気事業者の自家用需要引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電気事業者に対する手続きは、受注者は施設管理責任者および代務者と協議の上、受注者が行うことができるものとし、

### 4. 事業場内の立ち入り等

受注者は、保安全管理業務を行うため、必要に応じて宇治駐屯地関連施設に立ち入ることができるものとし、この場合において、受注者は陸上自衛隊ならびに宇治駐屯地が定める各種規則及びサービス規律を順守するものとし、

### 5. 記録の確認等

受注者は、保安全管理業務の遂行上、必要がある場合には、宇治駐屯地関連施設の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとし、

### 6. 絶縁監視装置等を設置する場合

受注者が絶縁監視装置等を確保する場合は、次によるものとし、

- (1) 受注者が所有する絶縁監視装置等は受注者が宇治駐屯地関連施設の事業場に設置するものとし、
- (2) 施設管理責任者および代務者は、絶縁監視装置等を設置する場合の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとし、
- (3) 絶縁監視装置等及び設置工事に要する費用は、原則として受注者の負担によるものとし、
- (4) 絶縁監視装置等の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとし、
- (5) 施設管理責任者および代務者は、絶縁監視装置等を無断で移設、取り外し、修理等を行わないものとし、
- (6) 絶縁監視装置の警報を、宇治駐屯地関連施設の加入電話回線を利用して、受注者の事業所に自動通報する場合の電話料は、施設管理責任者および代務者が負担するものとし、

## 7. 絶縁監視装置等の撤去

受注者は、次のいずれかに該当する場合は、施設管理責任者、受注者協議のうえ、絶縁監視装置等を撤去するものとします。

- (1) 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合、又は絶縁監視装置等による監視が不能となった場合
- (2) 契約の解除又は契約が失効した場合

## 8. 変圧器の点検

受注者は、変圧器の絶縁抵抗測定および油入変圧器については絶縁油を採取し絶縁油耐圧試験を実施することを、年次点検等において点検することとします。

採取した絶縁油は分析ののち適切に処分すること。なお 1989 以前の変圧器については過去に成分検査し PCB 不含有を確認している。

変圧器総数	61台	内訳	モールド変圧器	2台 (受電室QB)
			油入変圧器	29台 (柱上)
			油入変圧器	30台 (各地上QB)

## 9. 備品等の整備

施設管理責任者および代務者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安全管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

## 10. 契約の発効

この契約に伴い、新たに電気事業法施行規則第52条第2項に定める外部委託承認を受けられる場合は、有効期限にかかわらず承認日をもってその効力を生じるものとします。

## 11. 契約の消滅

この仕様書に記載する内容は、次のいずれかに該当する場合には、消滅するものとします。ただし、本条の履行にあたっては、契約の執行に該当する場合を除き、施設管理責任者は、電気事業法第43条第1項又は第2項の規定を順守するものとします。

- (1) 役務契約の解除
- (2) 役務契約の執行
- (3) 役務契約期間の満了

## 12. 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

- (1) 保安全管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業車の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、施設管理責任者、受注者協議の上、発注者は速やかに改修するものとします。
- (2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、施設管理責任者が負担するものとします。

- (3) 受注者は施設管理責任者および代務者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検及び測定・試験を実施しないことがあります。

## II. 点検及び測定・試験の基準等

### 1. 定期点検

定期的な電気工作物の点検及び測定・試験は、原則として発注者の保安規定に定める定期点検について行うものとします。定期点検はあらかじめ予定し、次のとおり行うものとします。

- (1) 月次点検：定められた点検周期に基づき、施設管理責任者または代務者に、日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
- (2) 年次点検：電気工作物を維持するために、原則として年1回以上停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合は、無停電で目視点検に合わせて計測器により、設備の総合機能を点検する。

### 2. 臨時点検

電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要に応じ点検及び測定・試験を行うものとします。なお、電気事故その他前項の場合において、受注者が行う応急措置（送電停止、電気工作物の切り離し等）の指導は、施設管理責任者および代務者又は電気事業者の通知に基づいて、電話連絡又は保安業務担当者等の派遣により行います。この場合、施設管理責任者および代務者は、受注者が応急措置の指導を行うために必要とする電気事故の発生箇所、異常の状況その他の情報を的確に受注者に連絡するものとします。

### 3. 立入検査の立会

所管官庁が電気事業法第107条第3項に基づいて行う立入検査には、その都度施設管理責任者および代務者の通知に基づいて、受注者が保安業務担当者等を派遣して立会うものとします。

### 4. 設計の審査

工事の設計審査は、施設管理責任者および代務者の通知を受けて、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合、不適合について、その都度行うものとします。

### 5. 工事の実施及び保安教育

部隊施工に係る電気工作物の工事は、受注者が必要に応じ施設管理責任者および代務者と

協議の上、必要に応じ作業責任者を選任し、これを施工させるものとします。また、工事等に従事するものに対し、電気工作物の保安に関し必要な知識および技能の教育を行うものとします。

#### 6. 竣工検査

竣工検査は、原則として宇治駐屯地関連施設の保安規定に定める竣工検査について、施設管理責任者および代務者と受注者が協議の上、実施するものとします。なお、この契約によって適用する電気関係法令に対する適合状況及び施工状況を確認し、指導又は助言を行うものとします。

#### 7. 絶縁監視装置を設置している場合

受注者が、宇治駐屯地関連施設に絶縁監視装置を設置している場合は、一般社団法人電気管理技術者協会「絶縁監視装置の性能・保守点検及び警報発生時の応動に関する説明書」により適切に対処します。なお、受注者は警報発生時の受信の記録を3年間保存します。

## 入札書

金額¥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価(税抜き)	金額(税抜き)
宇治(6)電気主任技術者保安管理業務部外委託	仕様書のとおり	セット	1.00		
	- 以下余白 -				
納入場所	関西処		納期	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官(分任契約担当官)  
陸上自衛隊関西補給処  
調達会計部長 山崎 雅文 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
代 表 者 連 絡 先

担 当 者 名  
連 絡 先